

●香川県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成27年4月1日	医療法人社団清仁会宇多津病院	綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地1
平成27年4月1日	やまだ歯科クリニック	さぬき市志度2148番地1
平成27年5月1日	平井クリニック	小豆郡土庄町甲1360番地105
平成27年5月1日	みとよ内科にれクリニック	観音寺市本大町1733番地1 合田不動産本大ビル1階
平成27年5月1日	ファーマシィ観音寺第2薬局	観音寺市植田町1930番地